

○個人情報保護委員会告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にいれに対応するものを掲げてないものは、それを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にいれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
<p>[略]</p> <p>第1 はじめに</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく番号制度は、社会保障、税、災害対策その他の行政分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための<u>社会基盤</u>である。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15</p>	<p>[同左]</p> <p>第1 はじめに</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく番号制度は、社会保障、税、災害対策その他の行政分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための<u>社会基盤として導入される</u>ものである。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15</p>

番号法	番号法
<p>年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等も定められている。</p>	<p>年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等も定められている。</p>
<p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。</p>	<p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。</p>
<p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等^(注1)を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>	<p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等^(注1)を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>
<p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人^(注2)は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を参照する必要がある。</p>	<p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人^(注2)は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を参照する必要がある。</p>
<p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）が適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p>	<p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）が適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p>
<p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかつ</p>	<p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかつ</p>

お問い合わせ	お問い合わせ
<p>た場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p> <p>「第4 各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p> <p>*印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。</p> <p>[(注1) ~ (注3) 略]</p> <p>第2 用語の定義等</p> <p>[略]</p>	<p>た場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p> <p>「第4 各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p> <p>*印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。</p> <p>[(注1) ~ (注3) 同左]</p> <p>第2 用語の定義等</p> <p>[同左]</p>
項目番号	用語
定義等	
項目番号	用語
	定義等

改訂後			改訂前		
①～⑧	[略]	[略]	①～⑧	[同左]	[同左]
⑨	[略]	<p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して<u>利用特定個人情報</u>の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、<u>利用特定個人情報</u>の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4－7[2]B）。</p> <p>【番号法第23条、第26条】</p>	⑨	[同左]	<p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して<u>特定個人情報</u>の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、<u>特定個人情報</u>の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4－7[2]B）。</p> <p>【番号法第23条、第26条】</p>
⑩～⑭	[略]	[略]	⑩～⑭	[同左]	[同左]

第3 総論

[第3－1～第3－3 略]

第3－4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 略]

(3) 罰則の強化

第3 総論

[第3－1～第3－3 同左]

第3－4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 同左]

(3) 罰則の強化

該当※				該当※			
項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定	項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定
①	[略]	[略] [略]	[略]				
②	[略]	[略] [略]	[略] [略]				
③・④	[略]	[略]	[略]				

改正後					改正前				
⑤	国の機関の <u>職員等</u> (領事官であって 国の機関の職員等 以外の者を含 む。)が、職権を 濫用して、専らそ の職務の用以外の 用に供する目的 で、特定個人情報 が記録された文書 等を収集	[略]	[略]	[略]	⑤	国の機関の <u>職員等</u> が、職権を濫用し て、専らその職務 の用以外の用に供 する目的で、特定 個人情報が記録さ れた文書等を収集	[同左]	[同左]	[同左]
⑥	[略]	[略]	[略]	[略]	⑥	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
⑦・⑧	[略]	[略]	[略]	[略]	⑦・⑧	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[第3－5～第3－7 略]									
第4 各論									
第4－1 特定個人情報の利用制限									
第4－1－(1) 個人番号の利用制限									
要点 [略] (関係条文) [略]					要点 [同左] (関係条文) [同左]				
1 個人番号の原則的な取扱い					1 個人番号の原則的な取扱い				
[略]					[同左]				

※	※
* [略] (注) [略]	* [同左] (注) [同左]
<p>A 個人番号を利用することができますの事務</p> <p>a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項)</p> <p>個人番号利用事務とは、主として、行政機関等が、社会保障、税、災害対策その他の<u>行政分野</u>において、保有している<u>個人情報の効率的な検索、管理のために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務</u>をいい、番号法別表に掲げる事務、同事務に準ずる事務として主務省令で定める事務（「準法定事務」）及び地方公共団体が個人番号を利用する事を条例で定める事がこれに該当する。</p> <p>事業者においては、健康保険組合等の一部の事業者が法令に基づきこの事務を行う。</p> <p>なお、個人番号利用事務の委託を受けた事業者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、行政機関等から委託を受けたときは、委託に関する契約の内容に応じて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」が適用されることとなる。</p> <p>b 個人番号関係事務 (番号法第9条第4項)</p> <p>個人番号関係事務とは、法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に必要な限度で他人の個人番号を利用して行う事務をいう。具体的には、事業者が、法令に基づき、従業員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行</p>	<p>A 個人番号を利用することができますの範囲</p> <p>a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項)</p> <p>個人番号利用事務とは、主として、行政機関等が、社会保障、税、災害対策その他の<u>行政分野に関する特定の事務</u>において、保有している<u>個人情報の検索、管理のために個人番号を利用してすること</u>をいう。事業者においては、健康保険組合等の一部の事業者が法令に基づきこの事務を行う。</p> <p>なお、個人番号利用事務の委託を受けた事業者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、行政機関等から委託を受けたときは、委託に関する契約の内容に応じて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」が適用されることとなる。</p> <p>b 個人番号関係事務 (番号法第9条第4項)</p> <p><u>およそ従業員等を有する全ての事業者が個人番号を取り扱うこととなるのが個人番号関係事務である。具体的には、事業者が、法令に基づき、従業員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する</u></p>

<p>該当※</p> <p>政機関等及び健康保険組合等に提出する事務等がこれに該当し、およそ従業員等を有する全ての事業者が、個人番号関係事務実施者として、個人番号関係事務において個人番号を取り扱うこととなる。行政機関等及び健康保険組合等の個人番号利用事務実施者は、このようにして提出された書類等に記載されている特定個人情報をを利用して、<u>個人番号利用事務</u>を行うこととなる。</p> <p>なお、個人番号関係事務の委託を受けた事業者は、個人番号関係事務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業者が、講師に対して講演料を支払った場合において、<u>所得税法</u>（昭和40年法律第33号）第225条第1項の規定に従って、講師の個人番号を報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に記載して、税務署長に提出することは個人番号関係事務に当たる。 * [略] <p>B [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第4－1－(2) [略]</p> <p>第4－2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>第4－2－(1) 委託の取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>[略]</p> <p>(関係条文)</p> <p>[略]</p> </div> <p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第25条)</p>	<p>該当※</p> <p>事務である。行政機関等及び健康保険組合等の個人番号利用事務実施者は、このようにして提出された書類等に記載されている特定個人情報をを利用して、<u>社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務</u>を行うこととなる。</p> <p>なお、個人番号関係事務の委託を受けた事業者は、個人番号関係事務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業者が、講師に対して講演料を支払った場合において、<u>所得税法</u>第225条第1項の規定に従って、講師の個人番号を報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に記載して、税務署長に提出することは個人番号関係事務に当たる。 * [同左] <p>B [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>第4－1－(2) [同左]</p> <p>第4－2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>第4－2－(1) 委託の取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>[同左]</p> <p>(関係条文)</p> <p>[同左]</p> </div> <p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第25条)</p>
--	---

お出迎	お出迎
<p>A [略]</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な委託契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注1)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない</u>。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい^(注2)。</p> <p>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握について</p>	<p>A [同左]</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない</u>。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。</p> <p>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握について</p>

<p style="text-align: center;">沿用</p> <p>は、前記の契約に基づき報告を求ること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p> <p>(注1) 「従業者」とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p> <p>(注2) 調査の実施に当たり、その実効性が担保される限りにおいて、デジタル技術を活用した方法によることも可能である。</p>	<p style="text-align: center;">沿用</p> <p>は、前記の契約に基づき報告を求ること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p> <p>(注) 「従業者」とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p>
<p>2 [略]</p> <p>第4－2－(2) [略]</p> <p>第4－3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4－3－(1) 個人番号の提供の要求</p> <p>要点 [略] (関係条文) [略]</p> <p>1 提供の要求 (番号法第14条第1項) [略]</p> <p>A [略]</p> <p>B 他の個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する個人番号の提供の要求 事業者は、本条を根拠として、従業員等に対し、給与の源泉</p>	<p>2 [同左]</p> <p>第4－2－(2) [同左]</p> <p>第4－3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4－3－(1) 個人番号の提供の要求</p> <p>要点 [同左] (関係条文) [同左]</p> <p>1 提供の要求 (番号法第14条第1項) [同左]</p> <p>A [同左]</p> <p>B 他の個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する個人番号の提供の要求 事業者は、本条を根拠として、従業員等に対し、給与の源泉</p>

<p>該当※</p> <p>徴収事務のため、当該従業員等の扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書の提出を求めることとなる。この場合、従業員等は扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出する法令（所得税法第194条第1項）上の義務を負っていることから「個人番号関係事務実施者」として取り扱われる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第4－3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>要点 [略] (関係条文) [略]</p>	<p>該当※</p> <p>徴収事務のため、当該従業員等の扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書の提出を求めることとなる。この場合、従業員等は扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出する法令（所得税法（昭和40年法律第33号）第194条第1項）上の義務を負っていることから「個人番号関係事務実施者」として取り扱われる。</p> <p>2 [同左]</p> <p>第4－3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>要点 [同左] (関係条文) [同左]</p>
<p>1 [略]</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） [略]</p> <p>A [略]</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで） [略] [a～e 略]</p> <p>f 情報提供ネットワークシステムによる提供（第8号及び第9号、番号法施行令第20条） 利用特定個人情報^(注1)を記録した特定個人情報ファイル</p>	<p>1 [同左]</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） [同左]</p> <p>A [同左]</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで） [同左] [a～e 同左]</p> <p>f 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第8号及び第9号、番号法施行令第20条） 番号法別表第2に記載されている行政機関等及び健康保険</p>

お出迎	お出迎
<p>を保有する者として主務省令で定める番号法別表の各項の上欄に掲げる行政機関等及び健康保険組合等（準法定事務処理者^(注2)を含む。）が、特定個人番号利用事務^(注3)に関し、情報提供ネットワークシステム（番号法第2条第14項）を使用して利用特定個人情報の提供を行うものである。また、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として委員会規則で定める個人番号利用事務実施者が、情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供を行うものもある。したがって、番号法別表の各項の上欄に記載されている健康保険組合等（準法定事務処理者を含む。）以外の事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用することはない。</p> <p>(注1) 「利用特定個人情報」とは、「特定個人番号利用事務」^(注3)を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。</p> <p>(注2) 「準法定事務処理者」とは、「準法定事務」（番号法別表の各項の下欄に掲げる事務に準ずる事務として主務省令で定めるものをいう。）を処理する者として主務省令で定めるものをいう。</p> <p>(注3) 「特定個人番号利用事務」とは、番号法別表の各項の下欄</p>	<p>組合等の間で、同表の事務に関し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行うものである。また、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち同表の事務に準じて個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって委員会規則で定めるものが、その事務の内容に応じて委員会規則で定める個人番号利用事務実施者に対し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行うものもある。したがって、健康保険組合等以外の事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用することはない。</p>

<p style="text-align: center;">改定後</p> <p>に記載されている事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。</p> <p>[g～i 略]</p> <p>C [略]</p> <p>[第4－3－(3)・第4－3－(4) 略]</p> <p>[第4－4～第4－6 略]</p> <p>第4－7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等</p> <p>〔略〕</p> <p>1 地方公共団体情報システム機構に対する機構保存本人確認情報についての提供の要求（番号法第14条第2項、番号法施行令第11条）</p> <p>健康保険組合等の個人番号利用事務実施者（番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下本項において同じ。）のうち番号法施行令第11条で定める者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者及び同法第30条の10第1項第2号、第30条の11第1項第2号、第30条の12第1項第2号、第30条の15の2第1項、第30条の44の3第1項第2号、第30条の44の4第1項第2号、第30条の44の5第1項第2号又は第30条の44の7第1項に規定する場合においてこれらの規定に規定する求めをした者）は、個人番号利用事務の対象者の個人番号が判明していない場合等、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、地方公共</p>	<p style="text-align: center;">改定前</p> <p>[g～i 同左]</p> <p>C [同左]</p> <p>[第4－3－(3)・第4－3－(4) 同左]</p> <p>[第4－4～第4－6 同左]</p> <p>第4－7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等</p> <p>〔同左〕</p> <p>1 地方公共団体情報システム機構に対する機構保存本人確認情報についての提供の要求（番号法第14条第2項、番号法施行令第11条）</p> <p>健康保険組合等の個人番号利用事務実施者（番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下本項において同じ。）のうち番号法施行令第11条で定める者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者）は、個人番号利用事務の対象者の個人番号が判明していない場合等、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号等の機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。</p>
---	---

沿用	沿用
<p>団体情報システム機構に対し、個人番号等の機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第30条の7第4項）又は機構保存附票本人確認情報（同法第30条の42第4項）の提供を求めることができる。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の情報連携等</p> <p>健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を使用して利用特定個人情報の情報連携を行うことができる（第4－3－(2)②B f 「情報提供ネットワークシステムによる提供」）。</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の情報連携</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、利用特定個人情報^(注1)について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを使用して利用特定個人情報に関する情報連携を行うことができる事務については、特定個人番号利用事務^(注2)及び同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。</p> <p><u>(注1)</u> 「利用特定個人情報」とは、特定個人番号利用事務を処理するため必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。</p> <p><u>(注2)</u> 「特定個人番号利用事務」とは、番号法別表の各項の下欄に記載されている事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。</p> <p>※ 情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供を</p>	<p>2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等</p> <p>健康保険組合等は「情報提供ネットワークシステム」を通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる（第4－3－(2)②B f 「情報提供ネットワークシステムを通じた提供」）。</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定されている。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>※ 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める</p>

該当法	該当基準
<p>求める者を「情報照会者」（番号法第19条第8号）又は「条例事務関係情報照会者」（同法第19条第9号）といい、当該<u>利用特定個人情報</u>を保有し情報提供ネットワークシステムを使用して提供する者を「情報提供者」（同法第19条第8号）又は「条例事務関係情報提供者」（同法第19条第9号）という。また、番号法第19条第8号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「情報提供等事務」といい、同法第19条第9号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「条例事務関係情報提供等事務」という（同法第24条、第26条）。</p>	<p>者を「情報照会者」（番号法第19条第8号）又は「条例事務関係情報照会者」（同法第19条第9号）といい、当該<u>特定個人情報</u>を保有し情報提供ネットワークシステムを通じて提供する者を「情報提供者」（同法第19条第8号）又は「条例事務関係情報提供者」（同法第19条第9号）といい。また、番号法第19条第8号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「情報提供等事務」といい、同法第19条第9号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「条例事務関係情報提供等事務」という（同法第24条、第26条）。</p>
<p>a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）</p>	<p>a 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条）</p>
<p>情報提供ネットワークシステムは、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第8号又は第9号に基づいて、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から<u>利用特定個人情報</u>の提供の求めがあった場合、内閣総理大臣は、情報提供ネットワークシステムを使用して、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムは、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、番号法第19条第8号又は第9号に基づいて、情報照会者又は条例事務関係情報照会者から<u>特定個人情報</u>の提供の求めがあった場合、内閣総理大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を情報提供者又は条例事務関係情報提供者に通知しなければならない。</p>
<p>〈参考〉 [略]</p>	<p>〈参考〉 [同左]</p>
<p>b 利用特定個人情報の提供（番号法第22条、第26条）</p>	<p>b 特定個人情報の提供（番号法第22条、第26条）</p>
<p>情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、内閣総理大臣から通知を受けたときは、<u>情報照会者又は条例事務関係情報照会者</u>から求められている<u>利用特定個人情報を提供しなければならない</u>。</p>	<p>情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、内閣総理大臣から通知を受けたときは、<u>情報照会者又は条例事務関係情報照会者</u>から求められている<u>特定個人情報を提供しなければならない</u>。</p>
<p>法令又は条例の規定により当該<u>利用特定個人情報</u>と同一の内容の書面の提出が義務付けられている場合、情報提供ネットワ</p>	<p>法令又は条例の規定により当該<u>特定個人情報</u>と同一の内容の書面の提出が義務付けられている場合、情報提供ネットワ</p>

各回※	各回※
<p>トワークシステムを使用して情報提供者又は条例事務関係情報提供者から利用特定個人情報が提供されたときには、その書面の提出があったものとみなされる。</p> <p>* 健康保険組合が被保険者の被扶養者の認定を行う場合には、被保険者は、事業主を通じて健康保険組合に対し、被扶養者に係る課税（非課税）証明書、年金額改定通知書等の写しを提出する必要がある（<u>健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第38条等</u>）が、情報提供ネットワークシステムを使用して、被扶養者の年間収入額、年金受給額の提供が行われた場合には、被保険者は被扶養者に係るこれらの添付書類を提出する必要がなくなる。</p>	<p>トワークシステムを通じて情報提供者又は条例事務関係情報提供者から利用特定個人情報が提供されたときには、その書面の提出があったものとみなされる。</p> <p>* 健康保険組合が被保険者の被扶養者の認定を行う場合には、被保険者は、事業主を通じて健康保険組合に対し、被扶養者に係る課税（非課税）証明書、年金額改定通知書等の写しを提出する必要がある（<u>健康保険法施行規則第38条等</u>）が、情報提供ネットワークシステムを通じて、被扶養者の年間収入額、年金受給額の提供が行われた場合には、被保険者は被扶養者に係るこれらの添付書類を提出する必要がなくなる。</p>
<p>B 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第30条、第31条）</p> <p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づく利用特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、<u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、利用特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存しなければならない</u>。</p>	<p>B 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条、第30条）</p> <p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、<u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存しなければならない</u>。</p>
<p>C 秘密の管理等（番号法第24条、第25条、第26条）</p> <p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関</p>	<p>C 秘密の管理等（番号法第24条、第25条、第26条）</p> <p>内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関</p>

お問い合わせ	お問い合わせ
<p>係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</u>また、情報提供等事務若しくは条例事務関係情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</p>	<p>係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>D 情報提供等の記録の取扱い (番号法第31条第3項)</p> <p>情報提供等の記録については、番号法第31条第3項によつて個人情報保護法が準用又は読み替えて準用されることから、次のとおり取り扱わなければならない。</p> <p>この場合、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムと接続された中間サーバにおいて保管、管理されていることから、中間サーバにおける適正な取扱いが確保されなければならない。</p>	<p>D 情報提供等の記録の取扱い (番号法第31条第3項)</p> <p>情報提供等の記録については、番号法第31条第3項によつて個人情報保護法が準用又は読み替えて準用されることから、次のとおり取り扱わなければならない。</p> <p>この場合、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムと接続された中間サーバにおいて保管、管理されていることから、中間サーバにおける適正な取扱いが確保されなければならない。</p>
<p>[a～j 略]</p> <p>(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編)</p> <p>【目次】</p>	<p>[a～j 同左]</p> <p>(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編)</p> <p>【目次】</p>

改正後	改正前
<p>[略]</p> <p>要点 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 講すべき安全管理措置の内容 [略] (注) [略]</p> <p>A [略]</p> <p>B 取扱規程等の策定 [略] 《手法の例示》 * [略] * [略] <u>* 特定個人情報等の取扱いにおける人的ミスの発生を防止するため、本人確認及び個人番号の確認の手順、個人番号と個人情報の紐付けの際の複数人による確認（責任者による最終確認を含む。）等の確認の手順等、各管理段階における具体的な手順について、取扱規程等において明確にしておくことが重要である。</u> 【中小規模事業者における対応方法】 [略]</p> <p>C 組織的安全管理措置 [略]</p> <p>a 組織体制の整備 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>要点 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 講すべき安全管理措置の内容 [同左] (注) [同左]</p> <p>A [同左]</p> <p>B 取扱規程等の策定 [同左] 《手法の例示》 * [同左] * [同左] [新設]</p> <p>【中小規模事業者における対応方法】 [同左]</p> <p>C 組織的安全管理措置 [同左]</p> <p>a 組織体制の整備 [同左]</p>

改正後	改正前
<p>要点 [略] (関係条文) [略]</p> <p>[1]・[2] 略]</p> <p>3 委員会への報告（番号法第29条の4 第1項関係）</p> <p>A 報告対象となる事態</p> <p>[略]</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、委員会に報告しなければならない <u>(※1)</u>。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる事態（規則第2条第2号関係） [イ～ハ 略] [略]</p> <p>【報告をする事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 不正アクセスにより特定個人情報が漏えいした場合 <u>(※2)</u> * [略] * [略] * [略] * 従業者が特定個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合 <u>(※3)</u> <p>[(3)・(4) 略] [削る]</p>	<p>要点 [同左] (関係条文) [同左]</p> <p>[1]・[2] 同左]</p> <p>3 委員会への報告（番号法第29条の4 第1項関係）</p> <p>A 報告対象となる事態</p> <p>[同左]</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、委員会に報告しなければならない <u>(※1)</u> <u>(※2)</u>。</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 次に掲げる事態（規則第2条第2号関係） [イ～ハ 同左] [同左]</p> <p>【報告をする事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 不正アクセスにより特定個人情報が漏えいした場合 <u>(※3)</u> * [同左] * [同左] * [同左] * 従業者が特定個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合 <u>(※4)</u> <p>[(3)・(4) 同左] <u>(※1)</u> 報告対象事態に該当しない漏えい等事案においても、特定個人情</p>

該当しない漏えい等報告の義務を負う事業者	該当する漏えい等報告の義務を負う事業者
<u>(※1)</u> [略]	報を取り扱う事業者は委員会に報告するよう努める。
<u>(※2)</u> [略]	<u>(※2)</u> [同左]
<u>(※3)</u> [略]	<u>(※3)</u> [同左]
[略]	<u>(※4)</u> [同左] [同左]
B ガイドラインに基づく報告	[新設]
報告対象事態に該当しない漏えい等事案においても、特定個人情報を取り扱う事業者は委員会に報告するよう努める（特定個人情報について、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合を除く。）。	
C 報告義務の主体	B 報告義務の主体
漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。	漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。
特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（ <u>〔3〕F</u> 参照）（※）。	特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（ <u>〔3〕E</u> 参照）（※）。
また、委託元から委託先にある特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合であって、別の特定個人情報	また、委託元から委託先にある特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合であって、別の特定個人情報

お問い合わせ	お問い合わせ
<p>(特定個人情報B)の取扱いを委託していないときには、特定個人情報Bについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</p> <p>(※) [略]</p> <p><u>D</u> [略]</p> <p><u>E</u> 確報（規則第3条第2項関係）</p> <p>[略]</p>	<p>(特定個人情報B)の取扱いを委託していないときには、特定個人情報Bについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</p> <p>(※) [同左]</p> <p><u>C</u> [同左]</p> <p><u>D</u> 確報（規則第3条第2項関係）</p> <p>[同左]</p>
<p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に委員会に報告しなければならない。</p> <p>30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。</p> <p>報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人番号利用事務等実施者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。</p> <p>確報においては、[3]D(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報</p>	<p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に委員会に報告しなければならない。</p> <p>30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。</p> <p>報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人番号利用事務等実施者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。</p> <p>確報においては、[3]C(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報</p>

<p>告し、判明次第、報告を追完するものとする。</p> <p>[（※1）・（※2） 略]</p> <p>F 委託元への通知の例外（規則第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>委託先は、委員会への報告義務を負っている委託元に対し、 〔3D(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。」</p> <p>委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内である。</p> <p>この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告することになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。</p> <p>なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。</p> <p>4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）</p> <p>[略]</p> <p>A 通知対象となる事態及び通知義務の主体</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。</p>	<p>告し、判明次第、報告を追完するものとする。</p> <p>[（※1）・（※2） 同左]</p> <p>E 委託元への通知の例外（規則第4条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>委託先は、委員会への報告義務を負っている委託元に対し、 〔3C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。」</p> <p>委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内である。</p> <p>この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告することになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。</p> <p>なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。</p> <p>4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）</p> <p>[同左]</p> <p>A 通知対象となる事態及び通知義務の主体</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。</p>
--	---

<p>該当※</p> <p>通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。</p> <p>特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。</p> <p>漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。</p> <p>なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3D(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。</p> <p>B [略]</p> <p>C 通知の内容 [略]</p> <p>【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> * [略] * [略] <p>(※) 規則第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、3D参照。なお、同項第9号に定める事項に</p>	<p>該当※</p> <p>通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。</p> <p>特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。</p> <p>漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。</p> <p>なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。</p> <p>B [同左]</p> <p>C 通知の内容 [同左]</p> <p>【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> * [同左] * [同左] <p>(※) 規則第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、3C参照。なお、同項第9号に定める事項に</p>
---	---

<p>該当なし</p> <p>については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。</p> <p>[D・E 略]</p> <p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン 目次</p> <p>[略]</p> <p>※ [略] (参考) [略]</p> <p>別冊の位置付け</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>2-(1) 委託の取扱い</p> <p>要点</p> <p>[略] (関係条文) [略]</p> <p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第25条)</p> <p>A [略]</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な委託契約の締結</p>	<p>該当なし</p> <p>については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。</p> <p>[D・E 同左]</p> <p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン 目次</p> <p>[同左]</p> <p>※ [同左] (参考) [同左]</p> <p>別冊の位置付け</p> <p>[同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>2-(1) 委託の取扱い</p> <p>要点</p> <p>[同左] (関係条文) [同左]</p> <p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第25条)</p> <p>A [同左]</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結</p>
---	--

お出迎	お出迎
<p>締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注1)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</u>を盛り込まなければならない。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい^(注2)。</p> <p>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p>	<p>締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</u>を盛り込まなければならない。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。</p> <p>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p>

<p style="text-align: center;">改定案</p> <p>(注1) 「従業者」とは、金融機関の組織内にあって直接間接に金融機関の指揮監督を受けて金融機関の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p> <p>(注2) 調査の実施に当たり、その実効性が担保される限りにおいて、デジタル技術を活用した方法によることも可能である。</p> <p>2 [略]</p> <p>2-(2) [略]</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-(1) [略]</p> <p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>要点 [略] (関係条文) [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) [略]</p> <p>A [略]</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第17号まで) [略] [a～c 略]</p> <p>d 株式等振替制度を活用した提供 (第12号、番号法施行令第</p>	<p style="text-align: center;">改定案</p> <p>(注) 「従業者」とは、金融機関の組織内にあって直接間接に金融機関の指揮監督を受けて金融機関の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p> <p>2 [同左]</p> <p>2-(2) [同左]</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-(1) [同左]</p> <p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>要点 [同左] (関係条文) [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) [同左]</p> <p>A [同左]</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第17号まで) [同左] [a～c 同左]</p> <p>d 株式等振替制度を活用した提供 (第12号、番号法施行令第</p>
---	--

改正後	改正前
<p>23条、第24条)</p> <p>[略]</p> <p>* [略]</p> <p>(注) 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置については、番号法施行令第24条に次のとおり定められている。</p> <p>① 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供を受ける者の名称、提供の<u>日時及び提供する特定個人情報の項目</u>その他主務省令で定める事項を記録し、その記録を7年間保存すること</p> <p>[②・③ 略]</p> <p>[e ~ g 略]</p> <p>C [略]</p> <p>[3-(3)・3-(4) 略]</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>23条、第24条)</p> <p>[同左]</p> <p>* [同左]</p> <p>(注) 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置については、番号法施行令第24条に次のとおり定められている。</p> <p>① 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供を受ける者の名称、提供の<u>日時及び主務省令で定める事項</u>を記録し、その記録を7年間保存すること</p> <p>[②・③ 同左]</p> <p>[e ~ g 同左]</p> <p>C [同左]</p> <p>[3-(3)・3-(4) 同左]</p> <p>[4～6 同左]</p>

備考 表中の「[]」の記載は注記である。

附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月十七日）から施行する。